

進路指導部便り

令和6年 10月25日
第5号
東京都立七生特別支援学校長
黒澤 一慶

10月上旬までの暑さも和らぎ秋の深まりを感じる季節となりました。今回の進路指導部便りでは、「高等部3年生のⅡ期現場実習の報告」と「進路選択の概要」について掲載しております。また、今月も進路指導個別面談日を設けておりますので、ご気軽にお申込みください。

高等部3年生のⅡ期現場実習の報告

高等部3年生のⅡ期現場実習が9月上旬から始まりました。3年生での実習は1年間を通じて、卒業後の進路を『決定する』大切な実習となります。その中で、Ⅰ期（1学期）の実習とⅡ期（2学期）の実習の違いは何かについて説明していきます。

Ⅰ期で前向きな評価をもらった生徒にとっては、Ⅱ期の実習でより一層事業所の活動や人に慣れていけるようにしていきます。実習先の方も、実習生という関わり方ではなく、卒業後を見据えた関わり方をしてくれます。

Ⅰ期で課題があり、Ⅱ期でその変化を確認する生徒は、Ⅰ期の実習後に学校や家庭・寮にて課題解決に向けた取り組みを行います。課題の解決、変化がどのように見られるかどうかをⅡ期の実習では見られます。

Ⅱ期の実習後には、多くの生徒が卒業後の進路先が決まっていきます。決まり方は、福祉就労と企業就労で大きく異なります。

福祉就労を目指す生徒は、実習を通して、仕事内容や生活環境が本人に合っているのか、現在の利用者との関係は良いか等、様々な面を事業所、本人・保護者が互いに確認し、通所先を決定していきます。

企業就労を目指す生徒については、実習で内定が出るわけではありません。「高等学校等新規卒業者の採用選考」のルールにのっとり、求人票が届いたら、生徒たちは内容を確認し、この求人に応募するか否かを決めていきます。その後、採用選考を経て、合否が決まっていきます。

3年生は、今後、卒業後の円滑な地域移行を目指して、取り組んでいきます。具体的には、2学期後半から本人・御家庭・寮と協力し、個別移行支援計画を作成します。3学期には作成した個別移行支援計画を基に、本人の関係者（卒業後のサポーター）が一堂に介して『個別移行支援会議』を行います。進路指導部では、引き続き、生徒の希望する進路の実現は元より、卒業後の安定した生活を送れるようにサポートしたいと思います。

進路選択の概要

卒業後の進路先を考える際に「何を基準にするとよいのか」「何ができるようになると、どのような進路先に行けるのか」という質問を受けることがあります。本校の卒業生の多くが「生活介護・就労継続支援B型・就労継続支援A型・就労移行支援・企業」へ就労しています。今回は、この5つの進路先を考える際に、本人の日常生活スキルや、就労に関するスキルの習得状況を中心とした表を作成しましたので、御参考にしてください。あくまで、一般的なものになりますので、事業所により、求められる力等は変わってきます。表は本紙の裏面にございます。

進路指導個別面談のお知らせ

11月も、進路指導主任及び進路専任による進路個別相談日を設けています。お子様の進路に関する悩みごとや相談ごとについて、保護者、七生福祉園職員の方が相談できる機会です。どうぞ、お気軽にお申し込みください。時間は1回につき40分程度です。11月の相談日は**22日(金)**です。相談を希望される方は、下記の申し込み票を御記入の上、**11月5日(火)**までに御提出ください。

----- きりとり -----

〈 進路個別相談 申し込み票 〉

11月22日(金)の進路個別相談に申し込みます。

(小・中・高) _____ 年 _____ 組 児童・生徒名 _____

保護者・担当者名 _____

御希望の相談時間 ①9:30～ ②10:30～ ③11:30～

第1希望 _____ 第2希望 _____ 第3希望 _____

家庭・寮 → 担任 → 進路指導部

進路選択の考え方

①身辺処理(食事、排せつ、更衣等)について

一人では心配、見守りや一部支援が必要

自立している

②一人での公共交通機関の利用について

一人での利用は難しい、利用には見守りが必要

一人で利用可練習をすれば可

③事業所での過ごし方について

一日中仕事では疲れてしまう、余暇活動も含めて過ごすことで安定

1日5~6時間仕事ができる

④企業等が求める力の習得状況について

支援を受けて、1日4~5時間程度仕事ができる

5、6時間働くためには支援が必要

企業就労に向けて、長期間(3年以上)でステップアップしたい

【企業が求める力】
週30時間前後の労働(一日6~7時間)、勤怠を安定させて働くことができる。
挨拶、報告、連絡、相談を主体的にでき、職場の方とコミュニケーションを取りながら、働くことができる

企業就労に向けたベース作りを長期間(3年以上)で実施。
5時間前後の短時間、企業が求める力で働くことができる

企業就労に向けたベース作りを短期間(2年以内)で実施。
※利用期限が原則2年間のため

生活介護

B型

A型

就労移行

企業